

津市郷土資料評価委員会設置要綱

平成22年5月25日

(設置)

第1条 本市が購入する郷土資料（以下「資料」という。）の評価を適正に行うため、津市郷土資料評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、教育長の諮問に応じ、購入しようとする資料の評価を行い、その意見を教育長に対して述べることとする。

(構成)

第3条 委員会は、委員5人以内で構成する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから教育長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見等)

第7条 会長は、特に必要があると認めるときは、当該資料に関して専門的知識を有する者の意見を聞くことができる。

(行為の制限)

第8条 購入しようとする資料について利害関係を有する委員は、当該資料の評価に加わることができない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年6月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長がこれを招集する。